

●

令和5年度（2023年度） 経済産業関係 税制改正について

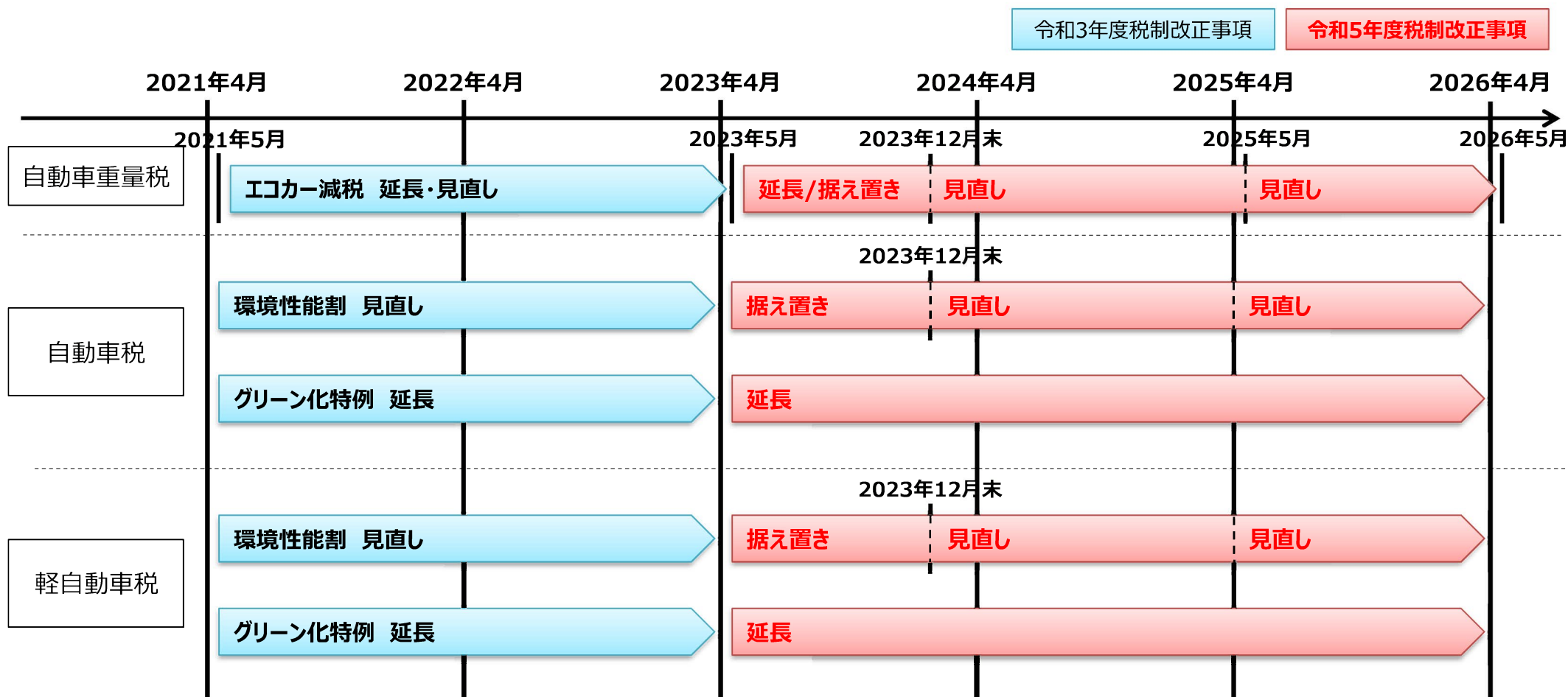
令和4年12月
経済産業省

目次

1. スタートアップ・エコシステムの抜本強化	2
(1-1) 大きなリスクを取ったエンジェル投資・起業を促進するためのエンジェル税制の見直し	
(1-2) エンジェル税制の申請手続の簡素化	
(1-3) オープンイノベーション促進税制の拡充	
(1-4) パーシャルスピノフ税制の創設	
(1-5) スtockオプション税制の拡充	
(1-6) 国外転出時課税制度に関する納税猶予の手続き簡素化	
(1-7) 暗号資産の保有に係る期末時価評価課税	
2. 人への投資・イノベーション促進とカーボンニュートラルへの対応のための取組	17
(2-1) 企業の教育への積極的な関与を促進するための税制上の所要の措置	
(2-2) 研究開発税制の拡充及び延長	
(2-3) DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の見直し及び延長	
(2-4) 車体課税の見直し及び延長	
(2-5) バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長	
(2-6) 非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度税制の延長	
(2-7) 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し	
(2-8) 特定小型原動機付自転車に係る所要の措置	
3. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営基盤の強化と地域経済を牽引する企業の成長促進	40
(3-1) 中小企業経営強化税制の延長	
(3-2) 中小企業投資促進税制の延長	
(3-3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設	
(3-4) 外形標準課税のあり方	
(3-5) 中小企業者等の法人税率の特例の延長	
(3-6) 中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長	
(3-7) 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充及び延長	
(3-8) インボイス制度導入に伴う、中小・小規模事業者等の負担軽減・影響最小化に係る所要の措置	
(3-9) 地域未来投資促進税制の拡充及び延長	
4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備	53
(4-1) 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応	
(4-2) 外国子会社合算税制の見直し	
5. その他	58
(5-1) エネルギー・資源・環境関連	
(5-2) 地域経済・中小企業支援関連	
(5-3) 復興・防災関連	
(5-4) その他	

(2-4) 車体課税の見直し及び延長 (改正内容の全体像)

- **厳しい物価高と納期長期化**に直面する消費者の負担増を踏まえ、**エコカー減税、環境性能割**について、異例な措置として**現行制度を2023年末まで据え置く**。**クリーンディーゼル車**に対する現行の取扱いも、**2023年末まで延長**。
- 据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、**現行の優遇規模を維持**する形で、**2025年度までの見直しを実施**。



(2-4) 車体課税の見直し及び延長 (エコカー減税) (自動車重量税)

- **厳しい物価高と納期長期化**に直面する消費者の負担増を踏まえ、異例な措置として**現行制度を2023年末まで据え置く**。**クリーンディーゼル車**に対する現行の取扱いも、**2023年末まで延長**。
- 据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、**現行の優遇対象割合(7割)**、**免税対象割合(2.5割)**を**維持**する形で、**2025年度までの見直しを実施**。
 ※2025年度については、75%達成車も本則税率(2,500円)が適用されるエコカーとして支援対象に
- 電気自動車等の「**構造要件**(該当するだけで2回目車検時までの免税)」も**3年間維持**。

【現行・改正後】

2021年5月1日 ~2023年4月30日 → 2023年12月31日 まで据え置き	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税
2030年度基準 120%達成		
2030年度基準 90%達成		
2030年度基準 75%達成		▲50%
2030年度基準 60%達成		▲25%

【改正後】

2024年1月1日 ~2025年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税
2030年度基準 120%達成		
2030年度基準 90%達成		
2030年度基準 80%達成		▲50%
2030年度基準 70%達成		▲25%

2025年5月1日 ~2026年4月30日	初回車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税
2030年度基準 125%達成		
2030年度基準 100%達成		
2030年度基準 90%達成		▲50%
2030年度基準 80%達成		▲25%
2030年度基準 75%達成	本則税率	

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

※電気自動車等以外は2020年度燃費基準達成車に限る

※自動車重量税は、エコカーの場合：2,500円/年(本則税率)、非エコカーの場合：登録車4,100円/年・軽自動車3,300円/年(当分の間税率)となっている(登録車は0.5トン毎

(2-4) 車体課税の見直し及び延長 (環境性能割) (自動車税、軽自動車税)

- **厳しい物価高と納期長期化**に直面する消費者の負担増を踏まえ、異例な措置として**現行制度を2023年末まで据え置く。クリーンディーゼル車**に対する現行の取扱いも、**2023年末まで延長**。
- 据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、**現行の軽減対象割合(7割)、非課税対象割合(5割)を維持**する形で、**2025年度までの見直しを実施**。

【現行・改正後】

2021年4月1日 ～2023年3月31日 →2023年12月31日 まで据え置き	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準 85%達成		
2030年度基準 75%達成	1%	1%
2030年度基準 60%達成	2%	
上記以外	3%	2%

【改正後】

2024年1月1日 ～2025年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準 85%達成		
2030年度基準 80%達成	1%	1%
2030年度基準 70%達成	2%	
上記以外	3%	2%

2025年4月1日 ～2026年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
2030年度基準 95%達成		
2030年度基準 85%達成	1%	1%
2030年度基準 80%達成	2%	
2030年度基準 75%達成	3%	2%
上記以外	3%	2%

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
 ※電気自動車等以外は2020年度燃費基準達成車に限る

(2-4) 車体課税の見直し及び延長 (グリーン化特例) (自動車税、軽自動車税)

延長

- 現行制度の適用期限を**3年延長**する。

【現行】

2021年4月1日～2023年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	▲75%	▲75%

【改正後】

2023年4月1日～2026年3月31日	登録車	軽自動車
電気自動車等	▲75%	▲75%

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

(参考) 令和5年度税制改正大綱(令和4年12月16日)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(4) 車体課税

約550万人の雇用を創出するなど日本経済の「基幹産業」である自動車産業は、グローバルでの熾烈な競争環境の下で、CASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。具体的には、電気自動車の普及や内燃機関自動車に対する規制強化にみられる脱炭素の要請への対応、保有から利用への移行、ネットワーク接続された自動車を中心とした自動運転技術の登場といった動きが挙げられる。こうした動きは自動車産業に変質を迫ると同時に、より多様な産業を自動車産業に関連付けていくことが想定される。こうした**関連産業を含めた「モビリティ産業」が社会課題の解決に貢献する**とともに、引き続き**日本経済を牽引する存在であり続けられるよう**、「モビリティ産業」の発展に向けた青写真を描き上げ、その中で自動車産業のあるべき姿を再定義した上で、**官民の総力を結集し、この大変革への対応に臨むべき**である。

税制についても、更なる電動化をはじめとするこれらの**変革に向けた自動車産業の対応を後押し**するとともに、**「モビリティ産業」の広がり**を踏まえたものとしていくため、**抜本的な見直しに向けた第一歩を踏み出す必要**がある。加えて、**2050年のカーボンニュートラルの達成**に向けて、**多様な選択肢の下、将来の合成燃料の内燃機関への活用**も見据え、**電動車**(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)の**普及と競争力強化に引き続き取り組むべき**である。

(参考) 令和5年度税制改正大綱(令和4年12月16日)

第三 検討事項

4 自動車関係諸税の見直しについては、**日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望**を踏まえるとともに、**「2050年カーボンニュートラル」目標の実現**に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、**自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行**、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、**受益と負担の関係も含め**、公平・中立・簡素な課税のあり方について、**中長期的な視点に立って検討**を行う。その際、**電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点**から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、**産業の成長と財政健全化の好循環の形成**につなげるため、**利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組み**について**次のエコカー減税の期限到来時まで**に検討を進める。また、**自動車税**については、電気自動車等の普及等の**カーボンニュートラルに向けた動き**を考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、**イノベーションへの影響等の多面的な観点**も含め、**関係者の意見を聴取しつつ検討**する。

3. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営基盤の強化と 地域経済を牽引する企業の成長促進

(3-0) 中小企業の設備投資関連税制の新設・延長

- 「中小企業投資促進税制」、「中小企業経営強化税制」について、適用期限を2年間延長する。
- また、赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字企業にも効果がある生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置を新設する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

設備の種類 (価額要件)		ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	<p>【中小企業経営強化税制】 ⇒延長(2年) 即時償却又は税額控除10% (※7%)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p>			
	地方税	<p>【中小企業投資促進税制】 ⇒延長(2年) 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p> <p>【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設 計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減</p>			

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(3-1) 中小企業経営強化税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160万円以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品 (30万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備 (60万円以上)	
			ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除きます。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

(3-2) 中小企業投資促進税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	<p>個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除</p>
	<p>資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却</p>

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

(3-3) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設

新設

(固定資産税)

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資や賃上げを後押し**するため、**赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

<全体のスキーム>

国
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業														
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること														
対象設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低価額要件</th> <th>投資利益率要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="4">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>			設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)	②測定工具及び検査工具	30万円以上	③器具備品	30万円以上	④建物附属設備	60万円以上
	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件												
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)												
	②測定工具及び検査工具	30万円以上													
	③器具備品	30万円以上													
④建物附属設備	60万円以上														
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明※に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明※に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 ※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。														
適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）														